

こども発達さぽーとセンター るぽろ

重要事項説明書 (保育所等訪問支援)

社会福祉法人 幸

こども発達さぼーとセンター るぼろ 重要事項説明書

（保育所等訪問支援）

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 幸
所 在 地	兵庫県姫路市大津区吉美780番地
電 話 番 号	079-274-7530
代表者氏名	理事長 金治 ゆかり
設 立 年 月	平成14年7月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援
事業所の名称 (事業所番号)	こども発達さぼーとセンター るぼろ 2854101223
事業所の所在地	兵庫県揖保郡太子町上太田923-1
連 絡 先	TEL 079 (276) 6210 FAX 079 (276) 6212
管 理 者	金治 ゆかり
児童発達支援管理責任者	小笠原 葉子
サービスの実施地域	揖保郡太子町
開設年月日	令和5年5月1日
目 的	障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	障害児が障害児以外の児童との集団生活において自分の能力を最大限発揮することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

3. 営業日と営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（但し、12月30日～1月4日と本事業所の指定する日は休業日とします。活動内容によっては、休業日の振り替えを行うものとする。）
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～16：00

4. 職員の体制

職 種		勤 務 体 系
管 理 者	1 名	8：30～17：30
児童発達支援管理責任者	1 名	8：30～17：30
訪 問 支 援 員	1 名	8：30～17：30

その他必要に応じて専門職等を配置します。

5. 設備の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導室	2 室	集団療育・個別療育、感覚統合等の実施
訓練室	2 室	個別療育、言語療法、発達検査等の実施
相談室	1 室	相談・面接の実施
倉庫	2 室	遊具等の保管

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

6. サービス提供の内容

サ ー ビ ス の 種 類	サ ー ビ ス の 内 容
保育所等訪問支援計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した保育所等訪問支援計画を作成します。
集団生活適応支援	障がい児本人に対する支援
支援方法等の指導	訪問先施設の保育士等に対する支援方法の指導等を行います。

7. 利用料金

(1) 児童通所給付費対象サービスの料金

※利用料金は別紙参照

(2) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日までに請求します。支払は、原則として自動口座引き落としとしてお願いします。
(請求月の27日に自動引き落としとなります。)

8. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、保育所等訪問支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。
- (2) サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日や時間にサービスの提供ができないことがあります。他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整を行います。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに主治医及び家族に連絡するなど必要な措置を講じます。主治医への連絡等困難な場合は、医療機関への救急搬送など必要な措置を講じます。

10. サービス実施の記録について

- (1) 本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

1 1. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・窓口担当者 小笠原 葉子（職名）児童発達支援管理責任者 ・ご利用時間 9：00～ 17：00 ・電話 079（276）6210 ・FAX 079（276）6212 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
苦情解決責任者	金治 ゆかり （職名）管理者	
第三者委員	松本 暁男	電話番号
	井上 昭三	電話番号
兵庫県福祉サービス 運営適正委員会		
	・所在地：神戸市中央区坂口通2丁目1－18 兵庫県福祉センター内 ・電話番号：078－242－6868 ・ファックス：078－271－1709	

(2) 虐待防止について

利用者及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(ア) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 金治 ゆかり

(イ) 苦情解決体制を整備しています。

(ウ) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める非常災害に関する計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める計画書に基づき、定期的に避難・防災訓練を行います。
防火管理者	常盤 知敬

13. 協力医療機関

緊急時の対応や発達等に関する相談・助言をスムーズに行えるように、下記の協力医療機関と連携します。

(事業所の協力医療機関)

所在地 : 揖保郡太子町東保134-1

電話番号 : 079(276)0322

野村医院 小児科 山本 創

14. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、事故状況及び処置・対応等について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しています。

- (1) 加入保険名 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険
(株)あいおいニッセイ同和損保
- (2) 保険の内容 : 社会福祉施設総合損害補償
- (3) 賠償できる事項
 - ・対人事故
 - ・対物事故
 - ・人格権侵害

令和 年 月 日

保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : こども発達さぽーとセンター るぽろ

説明者名： (職名) (氏名) ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定保育所等訪問支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 氏 名_____

扶養義務者 氏 名 _____ (印)
続 柄 ()

住 所_____

事業者所在地 姫路市大津区吉美780番地

名 称 社会福祉法人 幸

代 表 者 理事長 金治 ゆかり 印